水害から立ちなおろう

被災者に災害特別融資

大きな被害を残した七・一七水害の被災者救援ならびに災害復旧対策について、市では七月臨時市議会で市税、国保料の減免措置をはじめ、災害復旧費八千余万円を補正追加するなど、既に本格的な救援、復旧作業をはじめています。

また、県、国および関係各機関でも、それぞれ別項のとおり、住宅、中小企業、農業関係等、復旧資金の融資を行なっていますので、被災該当者で融資を希望する方は、関係課または取扱機関で手続きをおとりくださるようお知らせいたします

市税・国保料減免

この度の水害で、生命・身体及び住宅・家財等に損害を受けられた方々に対し、個人の市（県）民税・固定資産税並びに国民健康保険料の減免に関する条例がそれぞれ制定され、減免措置を実施することになりました。概要は次のとおりです。

1市（県）民税関係

(1)生命・身体に対する損害

(ア)納税義務者の死亡＝昭和四十一年度第二期（八月）分以後の税額（以下市（県）民税について同じ）を全額免除

(イ)納税義務者が身体障害者になった＝十分の九を減免

(2)住宅及び家財に対する損害

納税義務者（扶養親族を含む）の所有する住宅及び家財の価格（時価）の三割以上に相当する損害を受けた場合で、昨年中の合計所得金額が百二十万円以下の者＝損害程度と所得程度により八分の一～二分の一を減免

2固定資産税関係

(1)土地　ガケ崩れ、流失、大量の土砂の流入堆積等により使用目的を甚しく損じた土地で損害面積の割合が二割以上の土地＝損害程度により昭和四十一年度第二期（七月）分以後の税額（以下固定資産税について同じ）の十分の四～全額を減免

(2)家屋　水害により二割以上の価値を減じた家屋＝損害程度により十分の四～全額を減免

(3)償却資産　家屋に準じて減免

3国民健康保険料関係

(1)生命・身体に対する損害

(ア)納入義務者の死亡　昭和四十一年度七月分から三月分までの保険料（以下国民健康保険料について同じ）を全額免除

(イ)納入義務者でない被保険者の死亡＝半額を減免

(ウ)納入義務者が身体障害者になった＝全額を免除

(2)家屋・家財に対する損害　家屋・家財について生じた損害金額が、二割以上に相当する場合で昨年中の総所得金額が百二十万円以下の世帯＝損害程度と所得程度により一割～全額を減免

註　家財には電気洗濯機、電気冷蔵庫等も含みます。

4減免申請期限

いづれも八月三十一日限りです。

（附記）市（県）民税及び国民健康保険料の減免に関する所得限度額（百二十万円）の引き上げについて目下検討中でありますので、参考資料として前記の所得限度額にかかわらず、減免申請をされるよう申し添えます。

住宅関係

住宅金融公庫の住宅改良（修繕）資金貸し付け

一、申込受付期間　九月十四日まで

二、申込受付場所　市役所民生課

三、申込資格

1、修繕する住宅の所有者で公庫から資金を借りなければ住宅の修繕ができない者。

2、所要の自己資金の調達の見込みがある者。

3、元利金の償還について確実な見込みがありかつ確実な保証人がある者。

四、貸付を受けることができる住宅　一戸当りの住宅部分の床面積が三十平方米（約九坪）以上あるもの。

五、貸付条件

1、貸付金の限度　住宅修繕に要する費用の七割以内の金額で十万円から三十五万円まで

2、利率　年六分

3、償還期間　十年以内で当初償還元利金が月三千円以上となるよう定めた期間。

4、償還方法　工事が完了し公庫と金銭消費貸借契約を結んだ翌々月から二カ月払い。

5、貸付金の担保　連帯保証人のみとします。

ただし、現に公庫より融資を受けている方は、さきの未償還金に合せて三十五万円をこえる場合には建物等に抵当権を設定します。

六、申し込みに必要な書類、その他　申込書は一組五十円で頒布します。

なお、その他細部のことについては民生課へおたづねください。

中小企業関係

国民金融公庫の運転、設備資金特別融資

一、貸付対象

このたびの災害により直接、間接に被害があり運転、設備資金を必要とされる方（直接被害については市発行の罹災証明書を申込書に添付すること）

二、貸付限度

三百万円、ただし、既貸付残高とあわせて三百万円以内とする。

三、貸付期間

七年以内とする。ただし、運転資金は特別の場合を除き二年から四年程度とする。

四、据置期間

原則として六カ月以内とし、特に必要と認められる場合は一年以内。

五、利率

月利七厘（日歩二銭三厘）

六、重複貸し付け

この貸付は他の貸付と重複してもさしつかえありません。

七、申込期間

できる限り九月二十日まで、なお特別の事情によって申し込みが遅れる場合は九月末日まで。

八、申込場所

商工観光課または国民金融公庫新潟支所

九、申込書の表示

一般融資の申し込みと区別するため申込書上段に「災害」の表示をしてください。

十、返済方法の変更

現在借入中で災害のため返済困難な方は申し出てください。（罹災証明が必要）

新潟県信用保証協会の七・一七水害特別保証要綱

一、貸付対象

災害救助法に指定された地区の中小企業者で、六ケ月以上同一事業を営なんでいる者。

二、資金の使途

災害復旧のための設備運転資金。

三、保証金額

一企業者について個人法人とも一千万円以内、組合等二千万円以内。

四、保証期間

設備資金は原則として五年以内。

運転資金は原則として三年以内。

五、保証料

五十万円以下二厘五毛

五十万円を超えるもの三厘五毛

六、金融機関

県内の銀行、相互銀行、信用金庫、信用組合、国民金融公庫、中小公庫、商工中金の各本支店。

七、取扱期間

昭和四十一年七月十八日から四十二年一月十七日まで。

八、添付書類

市長の「罹災証明書」

その他、詳しいことは商工観光課へ。

農業関係

自作農維持資金貸し付け

。貸付要領

一、借受該当者

通常年の全収益に比べ三割以上減収見込みの農家。

二、貸付最高限度額その他

一農家当り　五十万円

利息　年五分

返済期間　十八年以内

償還方法　元利均等償還

なお詳しいことは農業委員会へお問合せください。

天災融資法による農用施設復旧・経営資金の融資

七・一七水害について（天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法）天災融資法の適用政令が公布される見込みです。

この政令公布により、被災農家は農用施設の復旧、または経営資金の融資をうけることができますが、融資の対象、貸付条件は大略次のとおりです。

1　施設の復旧資金（畜舎、宿舎、果樹棚等）

貸付限度額　一施設二十万円以内

償還期限　十五年以内

利率　年六分五厘

2　経営資金（肥料、飼料、種苗等の購入費）

被害の減収による損失額が、その者の平年における総収入額の一割以上であって、政令に定める基準によって市長が認定する損失額を対象とする

ただし、最高二十万円で打切り。

償還期限　三年以内

利率　年六分五厘

詳しいことは農林課へ問い合せてください。

新潟地震につづく七・一七水害など、当市も最近ひんぱんに災害に見舞われるようになりましたので、この際農地および農業用施設について災害が発生した場合の事務処理と補助の概要についてお知らせいたします。

1、災害発生時の届け出

原形のままで農林課へ届け、その後の指示をうけること。

農作物が長時間にわたり湛水するおそれのある場合で、排水を希望するときはポンプ等のあっせんを行うので申し込んでください。

2、補助金

農地や農業用施設の災害復旧に対しては、暫定法の規定により農地五十パーセント、農業用施設六十五パーセントの補助が行なわれ、更に激じん災害として指定されたもので一定の被害額に達した部分については、農地八十パーセント、農業用施設九十パーセントの補助が行なわれることになります。

激じん災害の指定については目下要請中ですがこのようにして算定された補助金を事業費より差引いたものが、一戸当り負担額二万円以上とならないと激じん法は適用されません。

なお、市費は算定された補助金を差引いた農家負担について現年災七十パーセント、過年災五十パーセントが認められ、これを市が補助する予定であります。

健康診断をうけよう

九月五、六、八、九日および二十六～三十日まで市内各地区でレントゲン撮影が実施されますから該当者は必ずうけてください。（個人通知済）

永久選挙人名簿の縦覧期間は八月二十六日から九月九日までです。市役所で（各区長宅に写あり）必ず確かめましょう。

接点　しみん　しやくしょ

最近、また飼犬を放し飼いしている人が多く、人の屋敷内にところかまわず汚物をしたり、あらしまわったりして隣近所が大変迷惑しています。

市役所から回覧などで厳重に注意するよう、一市民から要望がありました。

—◇—　—◇—

市では、回覧や広報でまた、いろいろな機会を利用して、他人に迷惑をかける犬の放し飼いをしないよう、呼びかけていますが、まだ不心得な人が跡をたたないようです

犬の放し飼いは厳重に禁止されており、違反者には一万円以下の罰金が科せられます。

また、犬の登録と狂犬病予防注射を受けていない場合も三万円以下の罰金が科せられます。

ご指摘のように、放し飼いの犬が人畜に危害を加えたり、近所迷惑になっている時は早速保健所か市保健衛生課に届けでてください。

—◇—　—◇—

市役所からお願い

最近、用水路に廃油などをすてる人がありますが、下流の人家特に農作物に被害を与えますのですてないようにしてください。

市の中央部から寺道町に流れる用水路周辺の人たちに特にお願いいたします。

×　×　×

みちしるべ

住宅や宅地をもとめる人へ

家や土地をもとめる場合、公的機関（住宅公団住宅金融公庫、住宅公社等）を通してもとめる方法もありますが、知人の紹介や宅地建物取引業者の仲介によって購入する場合が比較的多いようです。

この場合は、とくに注意をはらい、なるべく自分で次のことをチェックする必要があります。

1、宅地建物取引業免許（登録）の確認

営業所などで営業状況を観察のうえ、店頭に掲示されている免許（登録）番号を控えて、宅地建物取引業者名簿閲覧所（建設課で判ります）で業者の内容を調べましょう。

2、広告物に注意すること。

悪質なオトリ広告にかからぬよう、広告や口先だけに頼らず、自分で現場をよく確かめましょう

とくに条件のよいもの売り急いでいるようなものは注意が必要です。

なお、現場を見たうえで次のことがらも確かめなければなりません。

3、現場の再確認

一度案内を受けても必ずもう一度自分で交通機関を利用して行って見ること。（雨上りやウィークデーがよい）この際、面積（登録簿上の面積との一致）設備（ガス、水道、電気等）環境、防火などについて確かめましょう。

4、権利関係の調査

土地の所有権（売主がほんとうの所有者であるか）借地権、地上権、抵当権などの権利関係を登記所で確かめましょう。（登記簿、公図を閲覧する）

とくに借地権や借家権については、登記がなくても対抗できるものがありますので、登記だけに頼らず、現地へ行って建物があるかどうか、また借家人がいるかいないかを近所で聞いたり、現状を調べたりすることが大切です。

5、公法上の制限

土地建物には、建築基準法、都市計画法、農地法、宅地造成等規制法などによる制限がありますから、自分が予定している家が建てられるのか、敷地と道路の関係はどうなっているのか、宅地転用の許可があるのか等の点をよく調べておきましょう。

なお、建売住宅の場合は違反建築に注意しましょう

6、売買契約は慎重に

売買契約書の調印を現地案内所などで行うことはさけ、なるべく営業所で行なうことにし、捺印の前に必ずもう一度内容を確め、なっとくしたうえで契約しましょう。

とくに物件の範囲、代金支払条件、移転登記時期、公租公課の負担、手付金（通常手付金を支払った後に解約すれば、その手付金は返らない）違約金、危険負担、そして特に約束した事項等について確かめましょう。

また、契約書に署名捺印する相手が所有権者の代理人のときは、まず委任状（印鑑証明添付）をもっているかどうかを調べ、もしない場合は本人に委任の有無を確かめましょう。

7、紛争解決のあっせん
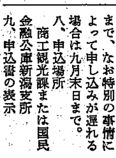
宅地建物の取り引きについて業者の不信行為等があれば、関係書類（契約書、領収書など）持参のうえ、監督官庁へ申し出てください。